

(介 1 6 4)

令和 4 年 3 月 3 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公印省略)

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について」の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」は、地域医療介護総合確保基金（介護分）の枠組みを活用し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した介護サービス事業所・施設等に対し、通常の介護サービスの提供では想定されなにかかり増し費用を助成する事業制度です。

本事業は、国の実施要綱である「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」に基づき、都道府県において実施されております。当該要綱については、本会からも（令 3. 4. 13 付（介 10））等にてお知らせしております。（直近の一部改正通知は、（令 4. 2. 21（介 155）で、お知らせしております。）

実施要綱では、例えば、訪問介護事業所を含む介護サービス事業所・施設等で感染者等が発生した場合やこれらの事業所・施設等が感染者等である利用者に対応した場合、

- ① 緊急雇用にかかる費用や職員の割増賃金・手当などが補助対象となる
- ② 基準単価を超える必要がある場合は個別協議により基準単価を上乗せすることができる等が明示されています。

今般、厚生労働省老健局より、改めて本事業に関し、必要な事業所・施設等に適切に支援が行き届くよう、関係する介護サービス事業所・施設等への周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- 「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について」

(令4.2.24 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡)

以上

事務連絡
令和4年2月24日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス
事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について
(協力依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記事業（以下「本事業」という。）については、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者（以下「感染者等」という。）が発生した介護サービス事業所・施設等に対し、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成するものであり、事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費等を支援する制度となっています。

本事業は、国の実施要綱である「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」

（令和3年4月8日老発0308第1号厚生労働省老健局長通知）に基づき都道府県で実施していただいております。実施要綱では、例えば、訪問介護事業所を含む介護サービス事業所・施設等で感染者等が発生した場合やこれらの事業所・施設等が感染者等である利用者に対応した場合、

- ① 緊急雇用にかかる費用や職員の割増賃金・手当などが補助対象となる
- ② 基準単価を超える必要がある場合は個別協議により基準単価を上乗せすることができる

等が明示されています。

については、改めて本事業に関し、関係する介護サービス事業所・施設等に対し丁寧に周知徹底を図り、必要な事業所・施設等に適切に支援が行き届くようご配慮いただけますようお願いいたします。

なお、都道府県向けにも同様の趣旨で別添のとおり事務連絡を発出していますので、ご承知置きください。

別 添

事 務 連 絡
令和4年2月24日

各都道府県民生主管（部）局 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス
事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について
（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記事業（以下「本事業」という。）については、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者（以下「感染者等」という。）が発生した介護サービス事業所・施設等に対し、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成するものであり、事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費等を支援する制度となっています。

本事業は、国の実施要綱である「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和3年4月8日老発0308第1号厚生労働省老健局長通知）に基づき都道府県で実施していただいております。実施要綱では、例えば、訪問介護事業所を含む介護サービス事業所・施設等で感染者等が発生した場合やこれらの事業所・施設等が感染者等である利用者に対応した場合、

- ① 緊急雇用にかかる費用や職員の割増賃金・手当などが補助対象となる
- ② 基準単価を超える必要がある場合は個別協議により基準単価を上乗せすることができる

等が明示されています。

については、改めて本事業に関し、必要に応じて介護保険関係団体とも連携を図りつつ、管内の関係する介護サービス事業所・施設等に対し丁寧に周知徹底を図り、必要な事業所・施設等に適切に支援が行き届くようご配慮いただけますようお願いいたします。

また、介護サービス事業所・施設等からの申請受付期間を設けている場合には、期間経過後であっても柔軟に対応していただけますよう合わせてお願いいたします。